

防火対象物使用開始届出書

1 内 容

政令別表第一に掲げる防火対象物について、消防本部が施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、防火対象物の使用を開始する前に届け出るときに使用します。

【根拠条文 条例第43条、施行規則第4条】

2 手続き

- (1) 予防課査察指導係（新城市消防防災センター2階）に提出します。
- (2) 提出部数は1部とし、控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。
- (3) 使用開始の日の7日前までに、提出してください。
- (4) 状況に応じて、法第4条に基づき立入検査が実施されます。

3 添付資料等

防火対象物の配置図、各階平面図（商品棚等の器具の配置が記載されているもの）及び消防用設備等の設置図書（消火器具、避難器具等の配置図を含みます。）を添付してください。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）